



## 別表十七（二の二）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の8第4項（適格分割等を行った場合でないものとされる課税済留保金額等）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の92第4項（適格分割等を行った場合でないものとされる個別課税済留保金額等）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 2 「当該法人の課税済留保金額又は個別課税済留保金額1」は次により記載します。
  - (1) 当該法人を分割法人とする適格分割型分割を行った場合には、その法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七（二の二）「37」の欄の金額を記載します。
  - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。）とする適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合には、その法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七（二の二）「37」の欄の金額を記載します。
- 3 「当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額2」は次により記載します。
  - (1) 当該法人を分割法人とする適格分割型分割を行った場合には、その法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七（二の二）「38」の欄の金額を記載します。
  - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分社型分割等を行った場合には、その法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七（二の二）「38」の欄の金額を記載します。
- 4 「特定外国子会社等に係る直接及び間接保有の株式等の移転割合3」の欄は、措置法令第39条の19第5項各号若しくは第6項各号（課税済留保金額とみなされる金額）に規定する割合又は同令第39条の119第5項各号若しくは第6項各号（個別課税済留保金額とみなされる金額）に規定する割合を記載します。この場合において、当該割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。